

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市役所  
編集兼  
発行人 中島 修

印刷人 三戸俊彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

秋田市公報

# あきた

目次

条 例

- 秋田市部設置条例の一部を改正する条例(第5号)……………4
- 秋田市職員定数条例の一部を改正する条例(第6号)……………4
- 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例(第7号)……………4
- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(第8号)……………4
- 秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第9号)……………4
- 秋田市情報公開条例の一部を改正する条例(第10号)……………5
- 秋田市個人情報保護条例(第11号)……………8
- 秋田市特別会計条例の一部を改正する条例(第12号)……………15
- 秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(第13号)……………15
- 秋田市緑あふれるまちづくり基金条例(第14号)……………16
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例(第15号)……………16
- 秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例(第16号)……………16
- 秋田市雄和左手子交流センター条例(第17号)……………16
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例(第18号)……………17
- 秋田市結核診査協議会条例の一部を改正する条例(第19号)……………17
- 秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例(第20号)……………17
- 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例(第21号)……………18
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第22号)……………18
- 秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例(第23号)……………22
- 秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例(第24号)……………26
- 秋田市都市緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例(第25号)……………26
- 秋田市都市公園条例の一部を改正する条例(第26号)……………27
- 秋田市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例(第27号)……………27
- 重要な公の施設の廃止および長期かつ独占的な利用に関する条例の一部を改正する条例(第28号)……………27
- 秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例を廃止する条例(第29号)……………28
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例(第30号)……………28
- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例(第31号)……………28
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例(第32号)……………28

規 則

- 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(第33号)……………29
- 秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第2号)……………29
- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則(第3号)……………30
- 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則(第4号)……………33
- 秋田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第5号)……………33
- 秋田市情報公開審査会規則の一部を改正する規則(第6号)……………40
- 秋田市個人情報保護条例施行規則(第7号)……………40
- 秋田市個人情報保護審査会規則(第8号)……………59
- 秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則(第9号)……………59
- 秋田市地域振興参与の設置等に関する規則(第10号)……………60
- 秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第11号)……………60
- 秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則(第12号)……………60
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則(第13号)……………60
- 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(第14号)……………61
- 秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(第15号)……………61
- 秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第16号)……………61
- 秋田市都市緑化の推進に関する条例施行規則および秋田市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(第17号)……………61
- 秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第18号)……………62
- 秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則(第19号)……………62
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則(第20号)……………62
- 秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(第21号)……………62
- 秋田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第22号)……………64
- 秋田市下水道条例施行規則等を廃止する規則(第23号)……………65
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則等の一部を改正する規則(第24号)……………65
- 秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則(第25号)……………65

- 秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則（第26号） .....66
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第27号） .....66
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（第28号） .....66
- 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第29号） .....66

**教 委 規 則**

- 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第1号） .....66
- 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則（第2号） .....67

**公 平 委 規 則**

- 秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（第2号） .....67

**訓 令**

- 秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令（第1号） .....67
- 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令（第2号） .....67
- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第3号） .....67
- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第4号） .....68

**議 会 訓 令**

- 秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号） .....69

**庁 達**

- 秋田市法令審査委員会規程の一部を改正する庁達（第1号） .....69

**告 示**

- 指定排水設備工事業者の指定について（第47号） .....69
- 秋田市公共下水道（八橋処理区）の事業計画の変更について（第48号） .....70
- 秋田市公共下水道（下浜南処理区）の事業計画の変更について（第49号） .....70
- 放置自転車等の撤去および保管について（第50号） .....70
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第51号） .....70
- 結核予防法による医療機関の指定について（第52号） .....71
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退について（第53号） .....71
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第54号） .....71
- 住民票の職権消除について（第55号） .....71
- 納税通知書の公示送達について（第56号） .....71
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第57号） .....71
- 差押解除通知書の公示送達について（第58号） .....71
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第59号） .....72
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第60号） .....72
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第61号） .....72

- .....72
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第62号） .....73
- 秋田周辺広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少および秋田周辺広域市町村圏協議会規約の変更について（第63号） .....73
- 秋田周辺広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増加および秋田周辺広域市町村圏協議会規約の変更について（第64号） .....73
- 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第65号） .....73
- 放置自転車等の撤去および保管について（第66号） .....73
- 差押調書および配当計算書の公示送達について（第67号） .....74
- 差押調書の公示送達について（第68号） .....74
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第69号） .....74
- 納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第70号） .....74
- 市道路線の廃止について（第71号） .....74
- 市道路線の認定について（第72号） .....75
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第73号） .....76
- 生活保護法による医療機関の指定等について（第74号） .....76
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術者の指定等について（第75号） .....77
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第76号） .....77
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第77号） .....77
- 排水処理施設の供用開始について（第78号） .....78
- 秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者の指定について（第79号） .....78
- 専決処分した予算およびその要領について（第80号） .....78
- 平成17年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第81号） .....79
- 平成17年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第82号） .....99
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第83号） .....123
- 市税督促状の公示送達について（第84号） .....123
- 指定排水設備工事業者の指定について（第85号） .....123
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第86号） .....123
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第87号） .....124
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第88号） .....124
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第89号） .....124
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第90号） .....124
- 太平山リゾート公園の各施設および秋田市太平山スキー場の使用料徴収業務の委託について（第91号） .....124
- 雄物川河川緑地野球場、テニスコートおよび一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ、弓道場使用料の収納事務の委託について（第92号） .....125
- 出納取扱金融機関および収納取扱金融機関の取消しについて（第94号） .....125
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第95号） .....125
- 市道路線の区域変更について（第96号） .....127
- 市道路線の供用開始について（第97号） .....127
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第98号） .....128
- 放置禁止区域等の変更について（第99号） .....140
- 自転車等駐車場使用料徴収業務の委託について（第100号） .....140
- 自転車等駐車場使用料徴収業務の委託について（第101号） .....140

.....140

○自転車等駐車場使用料徴収業務の委託について(第102号)  
.....140

○自転車等保管手数料徴収業務の委託について(第103号).....140

○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退について(第104号).....140

○結核予防法による医療機関の指定について(第105号).....140

**教 委 告 示**

○教育委員会臨時会の招集について(第3号).....140

○教育委員会定例会の招集について(第4号).....140

○秋田市指定文化財の指定について(第5号).....141

○秋田市指定文化財の解除について(第6号).....141

○秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について(第7号)  
.....141

○教育委員会臨時会の招集について(第8号).....143

**選 管 告 示**

○秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙について(第36号).....143

○平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人について(第37号).....143

○選挙人名簿からの抹消について(第38号).....143

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について(第39号).....143

○平成17年3月2日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について(第40号).....144

○平成17年3月2日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において当選証書を附与した者について(第41号).....145

○平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について(第42号).....145

○平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙において当選証書を附与した者について(第43号).....147

○平成17年4月17日執行予定の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について(第44号).....147

○平成17年4月17日執行予定の秋田県知事選挙における期日前投票所の開閉時刻について(第45号).....147

○平成17年4月17日執行予定の秋田県知事選挙における投票所の閉じる時刻について(第46号).....147

○平成17年3月30日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧について(第47号).....147

○平成17年4月17日執行予定の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について(第48号).....147

○平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について(第49号).....147

○選挙人名簿からの抹消について(第50号).....148

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について(第51号).....148

○投票区の指定等について(第52号).....148

○平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における投票所について(第53号).....148

○平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所について(第54号).....150

○平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における投票管理者お

よびその職務を代理すべき者について(第55号).....150

○平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について(第56号).....159

○平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における開票の場所および日時について(第57号).....165

○平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者について(第58号).....165

○平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について(第59号)  
.....165

○農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数について(第60号).....166

**農 委 告 示**

○農業委員会の招集について(第5号).....166

**水 道 局 告 示**

○指定給水装置工事事業者の指定等について(第3号).....166

○指定給水装置工事事業者の指定等について(第4号).....166

**消 防 本 部 告 示**

○秋田市火災予防条例に規定する必要な知識および技能を有する者の指定について(第2号).....166

**選 挙 長 告 示**

○平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長の事務を行う場所について(第1号).....167

○平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について(第2号).....167

○平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙につき、第1選挙区において投票を行わないことについて(第3号).....168

○平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙につき、第2選挙区において投票を行わないことについて(第3号).....168

○平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について(第4号).....168

**公 告**

○入札参加希望者の公募について.....168

○要件付一般競争入札の執行について.....169

○入札参加希望者の公募について.....170

○入札参加希望者の公募について.....171

○入札参加希望者の公募について.....172

○入札参加希望者の公募について.....173

○入札参加希望者の公募について.....174

○公売公告.....175

○公売公告.....176

○農用地利用集積計画の策定について.....176

○入札参加希望者の公募について.....176

○土地区画整理事業の施行の認可について.....177

○御所野ニュータウン第十七地区土地区画整理事業の換地処分について.....177

○秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業の事業計画の変更について.....177

○見積価額公告 .....178  
 ○見積価額公告 .....178  
 ○秋田市森林整備計画の策定について .....178  
 ○道路位置指定について .....178  
 ○平成16年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について .....178  
 ○放置自転車等の撤去および保管について .....178  
 ○道路位置指定の廃止について .....179  
 ○都市公園の区域の変更について .....179  
 ○予防接種を行う医師の辞退について .....179  
 ○麻しん予防接種の実施について .....179  
 ○風しん予防接種の実施について .....181  
 ○日本脳炎予防接種の実施について .....183  
 ○三種混合予防接種の実施について .....185  
 ○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について .....187

水道局公告

○入札参加希望者の公募について .....187

土地開発公社公告

○理事会の招集について（第1号） .....188

条 例

秋田市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第5号

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

下水道部の項を削り、本則に次のように加える。

国体局

(1) 第62回国民体育大会および第7回全国障害者スポーツ大会に関すること。

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第6号

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市職員定数条例（昭和24年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条 市長の補助機関の職員の項一般の職員の項中「1,862人」を「1,833人」に改め、同条公営企業職員の項中「水道事業職員 214人」を「上下水道局の職員 276人」に改める。

第2条 秋田市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第1条本文中「公営企業」を「上下水道局」に、「及び」を「および」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び」を「および」に改める。

「公営企業職員

第2条中 上下水道局の職員 276人 を「上下水道局の職  
交通事業職員 356人」

員 276人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第7号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表結核診査協議会委員の項および感染症の診査に関する協議会委員の項中「20,000円」を「10,000円」に改め、同表個人情報保護審議会委員の項を削り、同表情報公開審査会委員の項中「20,000円」を「10,000円」に改め、同表雄和地域審議会委員の項の次に次のように加える。

個人情報保護審査会委員	日額 10,000円
-------------	------------

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、別表個人情報保護審議会委員の項を削る改正規定は、同年 7月 1日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第8号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表中第16号および第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第28号までを2号ずつ繰り上げる。

附則に次の1項を加える。

16 医療職給料表(2)の適用を受ける職員で食肉衛生検査所に勤務する職員（所長を除く。）のうち、医療職給料表(2)の適用を受けることとなる日（以下この項において「基準日」という。）の前日において秋田県の職員であった者に対して支給する基準日から平成18年 3月31日までの間の給料の調整額については、第7条の2第2項の規定にかかわらず、その者が基準日以後も引き続き秋田県の職員であったとしたならば一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）の規定により支給を受けることとなる給料の調整額を基準として、別に定める額とする。

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第9号

秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員および非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免および職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限および懲戒処分等の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修および勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉および利益の保護の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(公平委員会の報告の時期)

第4条 公平委員会は、毎年7月末日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条および第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要および第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 秋田市公報に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第10号

秋田市情報公開条例の一部を改正する条例

秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 公文書の開示(第5条-第16条)
- 第3章 不服申立て等

第1節 諮問等(第17条-第19条)

第2節 秋田市情報公開審査会(第20条-第28条)

第4章 雑則(第29条-第34条)

附則

第1章 総則

第2条第2号中「写真、フィルムおよび磁気テープその他これに類するものから出力され、又は採録されたものであって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理している」を「および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 市の図書館、美術館その他の施設において、歴史的もしくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2条第3号を削る。

第4条の次に次の章名を付する。

第2章 公文書の開示

第5条中「実施機関に対して」を「この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する」に改め、同条第5号中「事務事業」を「事務又は事業」に改める。

第6条から第9条までを次のように改める。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称および住所又は居所ならびに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令もしくは他の条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情

報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人および日本郵政公社の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市の機関および国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

第18条を第34条とし、第17条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(出資法人等の情報公開)

第33条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で市長が定めるもの（第3項において「出資法人」という。）は、この条例の規定に準じて、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市の公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）は、この条例の規定に準じて、その管理の業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、出資法人および指定管理者に対し、前2項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

第16条を第31条とし、第15条を第30条とする。

第14条第1項を次のように改める。

実施機関は、法令等の規定により、開示請求に係る公文書が第15条第3項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

第14条第2項中「この条例」の次に「の規定」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第3項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第14条を第29条とする。

第13条第1項中「前条」を「第17条」に、「応じて審議」を「応じ不服申立てについて調査審議」に改め、同条第2項中「審議の」を「調査審議の」に、「審議を」を「調査審議を」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を削り、同条を第20条とし、同条の次に次の8条および章名を加える。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第22条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べた機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第23条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧）

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第26条 審査会の行う第17条の規定による諮問に係る不服申立ての調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第27条 審査会は、第17条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第28条 この節に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第4章 雑則

第12条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「第9条第1項の決定に対して、」を「開示決定等について」に、「場合は、次に掲げるとき」を「ときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場

合」に改め、「、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号および第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

第12条を第17条とし、同条の次に次の2条および節名を加える。  
（諮問をした旨の通知）

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 不服申立人および参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第2節 秋田市情報公開審査会

第11条第1項中「閲覧」を「開示」に改め、同条第2項中「この条例」を「前条第3項の規定」に改め、「（公文書を複製したものを含む。）」を削り、「交付」の次に「（電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条を第16条とし、同条の次に次の章名および節名を付する。

### 第3章 不服申立て等

#### 第1節 諮問等

第10条の見出しを「（開示の実施）」に改め、同条第1項中「前条第1項の規定により公文書を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「の開示をしなければ」を「を開示しなければ」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書又は図画の開示にあっては、実施機関は、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第8条の規定により公文書を開示するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第10条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開



示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨および開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、および開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限  
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 開示請求に係る公文書に市、国等および開示請求者以外のもの（以下この条、第18条および第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条および第18条において「反対意見書」

という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 改正後の秋田市情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行により新たに新条例第2条第2号に規定する公文書となるものにあつては、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の秋田市情報公開条例の規定によりなされている請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市個人情報保護条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第11号

秋田市個人情報保護条例

秋田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和61年秋田市条例第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第4条－第10条）
- 第3章 開示、訂正および利用停止
- 第1節 開示（第11条－第22条）
  - 第2節 訂正（第23条－第29条）
  - 第3節 利用停止（第30条－第35条）
  - 第4節 不服申立て（第36条－第38条）
- 第4章 秋田市個人情報保護審査会（第39条－第47条）
- 第5章 雑則（第48条－第53条）
- 第6章 罰則（第54条－第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する個人の権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長および議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
  - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報



- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。  
（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い （個人情報取扱事務の通知）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務
- (2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務
- (3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が秋田市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で定める個人情報取扱事務

3 実施機関は、第1項の規定により通知した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による通知を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

### （個人情報の収集の制限）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するに当たっては、あらかじめ当該個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき

は、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 他の実施機関から個人情報を収集する場合において、当該個人情報を他の実施機関から収集することについて相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体および地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）から個人情報を収集する場合において、当該個人情報を国等から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が秋田市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報および社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関が秋田市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で利用目的を達成するために必要があると認めるとき。
- （利用および提供の制限）

第6条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 保有個人情報を実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供することについて相当の理由があると認められるとき。
- (5) 国等に保有個人情報を提供する場合において、事務の遂行上当該保有個人情報を提供することについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が秋田市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項本文の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報

の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(オンライン結合による提供の制限)

第7条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と市以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を市以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が秋田市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があると認めるとき。

(適正管理)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなった場合は、当該保有個人情報を確かかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として保存する必要があると認められるものについては、この限りでない。

(委託等に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第10条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該受託又は管理の業務に当たって取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託又は管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 第3章 開示、訂正および利用停止

#### 第1節 開示

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 市立秋田総合病院が保有する医師法（昭和23年法律第201号）第24条に規定する診療録および歯科医師法（昭和23年法律第202号）第23条に規定する診療録、手術記録、麻酔記録、

検査記録、検査成績表、エックス線写真、助産録、看護記録その他の診療に関する記録（以下「診療録等」という。）については、前号に掲げる者のほか、本人の指名又は同意を得ている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）および2親等内の親族（本人の判断能力が欠如していると認められる場合にあっては、実質的に本人の世話をを行っている配偶者および2親等内の親族）

3 次の各号に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する死者を本人とする保有個人情報で当該各号に定める情報の開示を請求することができる。

- (1) 死者の相続人 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の当該死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (2) 死者の死亡当時における配偶者、子および父母 慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報
- (3) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報
- (4) 次に掲げる者 当該死者の診療録等
  - ア 死者の死亡当時における配偶者および子
  - イ アに掲げる者がいない場合にあっては、死者の血族である父母
  - ウ アおよびイに掲げる者がいない場合にあっては、死者の血族である孫、祖父母および兄弟姉妹
- (5) 実施機関が秋田市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で認める者
 

当該死者に関する情報で実施機関が秋田市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で認める範囲のもの

(開示請求の手続)

第12条 前条第1項又は第3項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名および住所又は居所
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は前条第2項もしくは第3項の規定により開示請求をすることができる者であることを示す書類で市長が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- (保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求（第11条第3項の規定によるものを除く。）に係る保有個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者（当該開示請求者が第11条第2項又は第3項の規定による開示請求に係る開示請求者である場合にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。次号、次条第2項および第20条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人および日本郵政公社の役員および職員を除く。）、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 市の機関および国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ

又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 診断、評価、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務もしくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 市、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨および開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、および開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第18条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内

に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等および開示請求者以外の者（以下この条、第37条および第38条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、市長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、市長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第36条および第37条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時および場所において行う。

3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して

市長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第14条の規定により保有個人情報を開示するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 第12条第2項の規定は、前3項に定めるところにより保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求等の特例)

第22条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人が開示請求をするときは、第12条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定により開示請求をする者は、第12条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類で当該実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、第17条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、直ちに開示しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第23条 第21条第1項又は前条第3項の規定により自己を本人とする保有個人情報（第11条第3項の規定による開示請求に係る開示を受けた場合にあつては、死者を本人とする保有個人情報。第30条において同じ。）の開示を受けた者は、当該保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にななければならない。

(訂正請求の手續)

第24条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名および住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨および理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関に対し、その訂正の内容が事実と合致することを示す書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第25条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第27条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第24条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第29条 実施機関は、第26条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第30条 第21条第1項又は第22条第3項の規定により自己を本人とする保有個人情報の開示を受けた者は、当該保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第5条の規定に違反して収集されたとき、第8条第3項の規定に違反して保有されているとき、又は第6条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条第1項および第2項又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にならなければならない。

(利用停止請求の手続)

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名および住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨および理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 第12条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

### 第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、秋田市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号および第38条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書

が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第37条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人および参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第38条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 秋田市個人情報保護審査会

（秋田市個人情報保護審査会）

第39条 第36条の規定による諮問に係る不服申立ての調査審議その他のこの条例の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、秋田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、個人情報保護制度の運営に関する重要な事項についての調査審議を行い、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（審査会の調査権限）

第40条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第41条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第42条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第43条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第40条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第41条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧）

第44条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第45条 審査会の行う第36条の規定による諮問に係る不服申立ての調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第46条 審査会は、第36条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第47条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第5章 雑則

（他の制度との調整）

第48条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報および同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

(2) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

(3) 市の図書館その他の施設において、市民の利用に供するこ

とを目的として管理している図書等に記録されている個人情報

- 2 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第21条第3項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第21条第3項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 4 第3章第2節の規定は、保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、適用しない。
- 5 第3章第3節の規定は、保有個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、適用しない。
- 6 法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がないときは、当該保有個人情報を第21条第1項又は第22条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなす。

（費用負担）

第49条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正および利用停止に係る手数料は、無料とする。

- 2 第21条第3項の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、市長が定める方法を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（苦情処理）

第50条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（運用状況の公表）

第51条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（出資法人の個人情報の保護）

第52条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で市長が定めるもの（次項において「出資法人」という。）は、この条例の規定に準じて、その保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

（委任）

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第6章 罰則

第54条 実施機関の職員もしくは職員であった者又は第10条第1項の受託もしくは管理の業務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、改正後の秋田市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第4条第2項第4号、第5条第2項第7号および第3項第2号、第6条第2項第6号ならびに第7条第2号の規定（書查会の意見を聴くことに係る部分に限る。）ならびに第39条および第47条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務についての新条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「既に行っているときは、この条例の施行後遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の秋田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の規定によりなされている請求、手続その他の行為で、新条例中相当する規定があるものは、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第12号

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条中「国」を「国庫支出金」に、「寄付金」を「寄附金」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第13号

秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 地方自治法施行令第167条の17の条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの



(2) 保守管理、庁舎管理等の業務の委託に係る契約  
(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市緑あふれるまちづくり基金条例をここに公布する。  
平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市条例第14号**

秋田市緑あふれるまちづくり基金条例  
(設置)

第1条 本市における市民の連帯の強化および地域振興のための事業に要する経費に充てるため、秋田市緑あふれるまちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、本市における市民の連帯の強化又は地域振興のための事業に要する経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本市における市民の連帯の強化又は地域振興のための事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市条例第15号**

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第33条の6第2項中「又は事業所を有する法人」を「もしくは事業所を有する法人又は外国法人」に改める。

第37条第2項中「土地登記簿もしくは」を「登記簿又は」に改め、「又は建物登記簿」を削り、同条第5項中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同条第6項中「および地方開発事業団」を「地方開発事業団および合併特例区」に改める。

第59条第1項中「不動産登記法(明治32年法律第24号)第80条

第1項もしくは第3項、第81条第1項もしくは第3項、第81条ノ8、第93条第1項もしくは第3項、第93条ノ5第1項もしくは第3項もしくは第93条ノ11」を「不動産登記法(平成16年法律第123号)第36条、第37条第1項もしくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第2項もしくは第3項もしくは第57条」に、「本条」を「この条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市条例第16号**

秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

秋田市法定外公共物管理条例(平成15年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「必要」を「の必要その他特別の事情」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市雄和左手子交流センター条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市条例第17号**

秋田市雄和左手子交流センター条例

(設置)

第1条 地域の農林業を振興し、秋田県産の木材の需要の拡大を図るための展示効果の高い木造公共施設ならびに地域の住民の交流の促進および福祉の向上のための施設として、秋田市雄和左手子交流センター(以下「センター」という。)を秋田市雄和左手子字清水下43番地3に設置する。

(使用の許可)

第2条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適當と認めるとき。

(原状回復の義務)

第4条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターの使用を終えたとき又は前条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第5条 使用者は、センターの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第6条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の

2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、センターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを指定管理者として指定する。

- (1) センターの平等な使用が確保されること。
- (2) センターが所在する地域の住民が広く参加する地域自治活動を行う団体であること。
- (3) 前項の事業計画書の内容が、センターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (4) 前項の事業計画書に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有するものであること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関すること。
- (2) センターの使用の制限および停止ならびに許可の取消しに関すること。
- (3) センターの施設および設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

（指定管理者の秘密保持義務）

第10条 指定管理者の役員および職員は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条、第7条および次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第7条の規定の施行の前になされたセンターの管理に関する業務を行わせるものを指定する手続は、同条の規定によりなされたものとみなす。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第18号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

「第4章 情報管理（第14条）

目次中 第5章 雑則（第15条） を

第6章 罰則（第16条―第20条）」

「第4章 雑則（第14条）

第5章 罰則（第15条―第19条）」に改める。

第4条中「平成15年度から平成17年度までの各年度」を「平成17年度」に改め、同条第1号中「2万2,944円」を「2万1,000円」に改め、同条第2号中「3万4,416円」を「3万1,500円」に改め、同条第3号中「4万5,888円」を「4万2,000円」に改め、同条第4号中「5万7,360円」を「5万2,500円」に改め、同条第5号中「6万8,832円」を「6万3,000円」に改める。

第4章を削る。

第5章中第15条を第14条とし、同章を第4章とする。

第6章中第16条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条中「第16条」を「第15条」に改め、同条を第19条とする。

第6章を第5章とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例第4条の規定は、平成17年度分の保険料について適用し、平成16年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

秋田市結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第19号

秋田市結核診査協議会条例の一部を改正する条例

秋田市結核診査協議会条例（平成8年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第3条第2項」を「結核予防法（昭和26年法律第96号）第50条」に、「の運営に関して」を「に関し」に改める。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の前の見出しを削り、同条を第3条とし、同条の前に見出しとして「（会議）」を付し、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 協議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 協議会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市中企業融資あっせん条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第20号

秋田市中企業融資あっせん条例の一部を改正する条例

秋田市中企業融資あっせん条例（平成7年秋田市条例第14号）

の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「市長は」の次に「、予算の範囲内において」を加え、「うち、規則で定める額」を「一部」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市中企業融資あっせん条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる融資について適用し、同日前に行われた融資については、なお従前の例による。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第21号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1秋田市雄和種平農業集落排水施設の項中「、平尾鳥」の次に「字竹ノ花、字野田、字中村、字金井田、字中田、」を、「字西野」の次に「、字田向、字白ヶ沢、字細田、字大巻、字下野」を加える。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第22号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 売買取引および決済の方法（第35条～第61条）」

を「第3章 売買取引および決済の方法（第35条～第60条）」を「第4章 卸売の業務に関する品質管理（第61条）」に、

「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章 雑則（第74条～第80条）」を

「第8章 雑則（第74条～第80条）」に改める。

附則

第18条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第6号中「第5号の1に」を「前号のいずれかに」に改める。

第38条を次のように改める。

(卸売業者の業務の規制)

第38条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合および法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 届出者の名称

(2) 業務の内容

(3) 業務を営む理由

(4) 業務開始の予定年月日

(5) 事業計画

2 市長は、前項の届出があったときは、秋田市中央卸売市場取引委員会に報告しなければならない。

3 秋田市中央卸売市場取引委員会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べるができる。この場合において、秋田市中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

4 市長は、第1項の届出に係る販売が卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第40条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が仲卸業者および売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多い場合又は市場に出荷された物品が仲卸業者および売買参加者にとって品目もしくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 仲卸業者および売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食品等の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、秋田市中央卸売市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合もしくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）および食品製造業者等（生鮮食品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合で

あって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限および卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第40条第2項中「前項ただし書」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場の名称および卸売の業務を行う者の名称
- (3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等および食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称および住所
- (3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称および住所
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 国内産の農林水産物を利用した新商品の内容
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

第40条に次の1項を加える。

6 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

第41条を削る。

第42条第1項に次の1号を加える。

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により別表第4に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であって、市長があらかじめ秋田市中央卸売市場取引委員会の意見を聴いて市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき。

第42条に次の2項を加える。

5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、

規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目
- (3) 取引方法
- (4) 当該取引方法による卸売の数量の上限
- (5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
- (6) 実施期間
- (7) 当該取引に参加する仲卸業者および売買参加者の氏名又は名称
- (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
- (9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

- (1) 当該取引に参加する機会が、仲卸業者および売買参加者に与えられること。
- (2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。

ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるもの

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の8第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に掲げる事項のうち規則で定めるもの

- (3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。
- (4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。
- (5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なるものであること。

第42条を第41条とし、第43条を第42条とし、同条の次に次の1条を加える。

（卸売業者の買受物品等の制限）

第43条 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

第45条第3項中「の各号」を削り、同項第10号中「仕切」を「仕切り」に改め、同条第4項中「前項」を「前項各号」に改める。

第46条第1項中「は、受託物品」の次に「（第41条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「受託物品の種類」を「当該受託物品の種類」に、「この」を「この」に改め、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に、「前項の」を「前2項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該電子商取引に係る受託物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該電子商取引に係る受託物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実に行い、当該電子商取引

に係る受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

第47条の見出し中「卸売物品の買受人」を「卸売をした物品の相手方」に改め、同条第1項中「(以下「買受人」という。)」を削り、同条第2項中「買受人」を「仲卸業者および売買参加者」に改め、同条第3項中「買受人が」を「仲卸業者又は売買参加者が」に、「買受人の」を「当該仲卸業者又は売買参加者の」に改め、同条第4項中「前項の買受人」を「前項の仲卸業者又は売買参加者」に、「その買受人」を「当該仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第48条第1項中「開設区域」を「市場」に、「次の各号に掲げる行為」を「その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受け」に改め、同項ただし書および各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等で当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、第40条第1項第2号イの市長の承認を受けていること。

(3) 仲卸業者が、農林漁業者等および食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限および買入れの実施期間（1年以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第48条第3項中「前項」を「前項第1号」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「買入れて」を「買い入れて」に改め、同項第3号中「買入れる」を「買い入れる」に改め、同条第5項中「第2項」を「第2項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「は、第2項」を「が第2項第1号」に、「当該物品」を「当該生鮮食料品等」に、「買入れる」を「買い入れる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加

える。

4 第2項第3号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等および食品製造業者等と締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の氏名又は名称

(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称および住所

(3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称および住所

(4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目

(5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限

(6) 実施期間

(7) 新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓の内容

(8) 当該買入れをしなければならない理由

第48条に次の1項を加える。

7 第2項第2号イ又は第3号イの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買い入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

第49条を次のように改める。

第49条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 届出者の氏名又は名称

(2) 業務の内容

(3) 業務を営む理由

(4) 業務開始の予定年月日

(5) 事業計画

2 市長は、前項の届出があったときは、秋田市中央卸売市場取引委員会に報告しなければならない。

3 秋田市中央卸売市場取引委員会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、秋田市中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

4 市長は、第1項の届出があった場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第52条第1項中「、毎開場日」を削り、「により、」の次に「毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに」を加え、「次に掲げる物品について」を削り、同項第1号中「当日卸売」を「せり売又は入札の方法により当日卸売」に改め、「物品」の次に「(第4号に掲げる物品を除く。)」を加え、同項第2号中「第42条第1項第2号」を「第41条第1項第2号および第3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 相対取引により当日卸売をする物品（第3号および第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 第40条第1項第1号の規定により市長の許可を受けて当日卸売をする物品（同号イに係るものを除く。）ならびに同項第2号および第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

第52条第2項中「事項」を「物品について、品目ごとの卸売の

数量および主要な産地ならびに高値、中値および安値に区分した卸売価格」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

第52条第2項第2号中「第42条第1項第2号」を「第41条第1項第2号および第3号」に改め、「について、当該卸売に係る卸売の数量および卸売価格」を削り、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（第3号および第4号に掲げる物品を除く。）

- (3) 第40条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品

第52条第3項を削る。

第53条第1項中「卸売業者は」の次に「規則で定めるところにより」を加え、「について」の次に「当該物品ごとに規則で定める時刻までに」を加え、「卸売のための販売開始時刻までに、」を削り、同項第1号中「当日卸売」を「せり売又は入札の方法により当日卸売」に改め、「物品」の次に「（第4号に掲げる物品を除く。）」を加え、同項第2号中「第42条第1項第2号」を「第41条第1項第2号および第3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（第3号および第4号に掲げる物品を除く。）

- (3) 第40条第1項第1号の規定により市長の許可を受けて当日卸売をする物品（同号イに係るものを除く。）ならびに同項第2号および第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

第53条第2項中「売買取引の方法ごとに、次に掲げる事項」を「次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量および主要な産地ならびに高値、中値および安値に区分した卸売価格」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

第53条第2項第2号中「第42条第1項第2号」を「第41条第1項第2号および第3号」に改め、「について、主要な品目ごとの当該卸売に係る卸売の数量ならびに高値、中値および安値に区分した卸売価格」を削り、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（第3号および第4号に掲げる物品を除く。）

- (3) 第40条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品

第54条第1項中「その日の卸売のための販売開始時刻までに、次に掲げる物品について、」を「速やかに」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「により、」の次に「当日卸売された物品について」を加え、「次に掲げる事項」を「品目ごとの数量、主要な産地および卸売価格」に改め、「産地別に」を削り、同項各号を削る。

第55条中「第60条」を「第59条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。

第57条を削り、第58条を第57条とする。

第59条第1項中「買受人は」を「仲卸業者および売買参加者は」に、「市長の承認を受けて買受人」を「仲卸業者および売買参加

者」に改め、同条第3項中「第1項」を「卸売業者は、第1項」に、「の承認を受けようとする卸売業者」を「をしたとき」に、「承認申請書」を「書面」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

第59条第4項中「第1項の承認の申請」を「前項の届出」に、「同項の承認をしないものとする」を「特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる」に改め、同項第1号中「その他の買受人」を「他の仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条を第58条とする。

第60条を第59条とする。

第61条第1項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条を第60条とする。

第7章を第8章とする。

第73条の2第2項中「第6号」を「第7号」に改め、「変更」の次に「および第36条第1項第2号の規則で定める割合」を加える。

第6章を第7章とする。

第71条第1項中「当該卸売業者の業務もしくは」を「当該卸売業者の業務又は」に、「命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務もしくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告する」を「命ずる」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、仲卸業者の財産の状況が市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として規則で定める場合に該当するときは、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第5章を第6章とする。

第68条第1項中「別表第7」を「別表第5」に改める。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

#### 第4章 卸売の業務に関する品質管理

（物品の品質管理の方法）

第61条 市長は、取扱品目の部類および当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度および温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置および責務に関する事項
- (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

別表第4(2)の項中「（別表第5(2)に掲げるかんきつ類を除く。）」を削り、「および冷凍果実ならびに」を「ならびに冷凍果実および」に改め、同表(3)の項中「（その市場で解凍して卸売をするものを除く。）」を削り、同表(4)の項中「その他の加工食料品（第3条第1項の規定により規則で定めるその他の加工食料品であって）」を「加工食料品（）」に、「加工品」を「加工食料品」に改め、同表(5)の項中「および鉢植え」を「鉢植え」に、「ならびに」を「および」に改め、同表に次のように加える。

- (6) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（(1)から(5)に掲げるものを除く。）

であって、市長が市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして認めるもの

別表第5および別表第6を削る。

別表第7 仲卸業者市場使用料の項中「許可」の次に「又は承認」を加え、同表を別表第5とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の秋田市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の秋田市中央卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第23号

秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和24年法律第189号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の場所および方法ならびに」を「および」に、「の設置および維持」を「(以下「掲出物件」という。)の設置ならびにこれらの維持ならびに屋外広告業」に、「美観風致を維持し、および」を「良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は」に改める。

第2条の見出しを「(広告物の在り方)」に改め、同条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「美観風致」を「良好な景観もしくは風致」に、「および」を「又は」に改める。

第3条中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第4条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第2号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第3章」を「第5章」に改め、同項第3号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「、市長」を「市長」に、「、同法第69条第1項」を「および同法第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同項第7号中「道路および」を「高速自動車国道および自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道および自動車専用道路を除く。）の市長が指定する区間ならびに」に、「で、市長」を「の市長」に改め、同条第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第6号中「火災報知器」を「火災報知機」に改め、同項第8号中「送電塔」を「発電用風力設備、送電塔」に改め、同条第3項中「はり札又は立看板を表示しては」を「はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）、広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置しては」に改める。

第5条第1項中「広告物を掲出する物件の設置をする」を「掲

出物件を設置する」に、「広告物を掲出する物件を」を「掲出物件を」に改め、同条第3項および第5項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第6項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、もしくは風致」に改める。

第6条中「、又は広告物を掲出する物件」を「又は掲出物件」に改める。

第7条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「適用しない」を「適用しない」に改め、同条第2項中「広告物を掲出する物件に」を「掲出物件に」に、「適用しない」を「適用しない」に改め、同項第2号、第3号、第5号および第6号中「広告物を掲出する物件」を「この掲出物件」に改め、同条第3項中「広告物を掲出する物件に」を「掲出物件に」に、「適用しない」を「適用しない」に改め、同項第4号中「を掲出する物件」を「の掲出物件」に改め、同条第9項中「適用しない」を「適用しない」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「適用しない」を「適用しない」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、もしくは風致」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「適用しない」を「適用しない」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「これらを掲出する物件」を「これらの掲出物件」に、「適用しない」を「適用しない」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「広告物を掲出する物件」を「この掲出物件」に、「適用しない」を「適用しない」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第5条第1項の規定は、適用しない。

第8条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

第9条第1項中「広告物を掲出する物件を」を「掲出物件を」に改め、同項ただし書中「はり札」を「はり札等」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第2号を次のように改める。」

(2) 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

第10条および第11条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第12条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号および第2号中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改める。

第13条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「もしくは」を「又は」に改め、同条第2項および第3項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第14条第1項中「条例又は」を「条例もしくは」に改め、「規則」の次に「又はこの条例の規定による許可に付した条件」を加え、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「これを」を「当該広告物を」に、「設置した者」を「当該掲出物件を設置し、」に、「対して除却その他美観風致」を「対し、これらの表示もしくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致」に改め、同条第2



項中「又は当該広告物を掲出する物件を設置した者および」を「もしくは当該掲出物件を設置し、又は」に、「、広告物を掲出する物件」を「、掲出物件」に、「自ら又は」を「、自ら又は」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第14条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類および数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所およびその広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時および保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第14条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日の翌日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。
  - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第14条の7において「所有者等」という。)の氏名および住所を知ることができないときは、その公示の要旨を告示すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第14条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第14条の5 市長は、法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件について、規則で定める方法により売却するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第14条の6 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第14条の7 市長は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するも

のとする。

第15条第1項中「、もしくは広告物を掲出する物件」を「、もしくは掲出物件」に、「又は広告物を掲出する物件」を「もしくは掲出物件」に、「広告物もしくは広告物を掲出する物件」を「広告物もしくは掲出物件」に改める。

第16条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第17条第1項および第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第3項中「又は広告物を掲出する物件」を「もしくは掲出物件」に改め、同条第4項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第18条中「、第7条第6項又は同条第9項」を「もしくは第7条第7項もしくは第10項」に改める。

第19条第1項から第3項までおよび第6項から第8項までならびに第20条第1項および第2項第2号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第21条を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第21条 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第21条の次に次の7条を加える。

(登録の申請)

第21条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名および住所
- (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称および所在地
- (3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名および住所
- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名および所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第21条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第21条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日および登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、そ

の旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第21条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第21条の2の登録申請書もしくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第24条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第21条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第24条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 第24条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第21条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第21条の5 屋外広告業者は、第21条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第21条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第21条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第21条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表す

る役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第21条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第24条の2第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

第22条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「講習会」の次に「(以下「講習会」という。)」を加える。

第23条を次のように改める。

(業務主任者の設置)

第23条 屋外広告業者は、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 登録試験機関が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の規定による講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市もしくは他の同法第252条の22第1項の中核市の行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示および掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第23条の3に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

第23条の次に次の2条を加える。

(標識の掲示)

第23条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第23条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第24条中「市長は、」の次に「本市の区域内において」を加え、「美観風致」を「良好な景観を形成し、もしくは風致」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(登録の取消し等)

第24条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第21条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第21条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第24条の3 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日および内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(報告および検査)

第24条の4 市長は、本市の区域内において屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第25条第3号中「同条第3項第1号」を「第3項第1号」に、「同条第9項」を「第10項」に改め、同条第4号中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

第26条第1項中「の際、」の次に「1件につき」を加え、同条第3項中「前項」を「第2項の手数料の額は、1件につき1万円とし、前項」に改め、「額は、」の次に「1人につき」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 登録申請者は、申請の際、手数料を納めなければならない。

第27条第1号中「(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示する」を「第6条第1項の届出を行った政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置する」に改め、同条第2号中「これらを掲出する物件」を「これらの掲出物件」に改める。

第30条の次に次の見出しおよび1条を加える。

(罰則)

第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第21条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第24条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第31条の前の見出しを削り、同条第2号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第5号および第6号を次のように改める。

- (5) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (6) 第23条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第31条第7号を削る。

第32条を次のように改める。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

- (2) 第24条の4第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第34条の見出しを削り、同条中「前3条」を「第30条の2から前条まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第21条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第23条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第23条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

別表はり札の項中「はり札」を「はり札等」に改め、同表立看板の項中「立看板」を「立看板等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、第23条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第24条の次に3条を加える改正規定、第26条の改正規定、第30条の次に見出しおよび1条を加える改正規定、第31条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定(同条第2号に係る部分を除く。)、第32条の改正規定、第34条の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定ならびに次項および附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の秋田市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第21条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、同項ただし書に規定する規定の施行の日から6月間(当該期間内に改正後の秋田市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第21条の4第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、新条例第21条第1項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第23条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例(附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第24号

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条の3」を「第6条の2」に、「第3章 公共施設等の整備等（第10条―第15条）」を

「第3章 公共施設等の整備等（第10条―第15条）」

第3章の2 市街化調整区域の開発行為等  
（第15条の2―第15条の4）」に改める。

第1条中「開発行為」を「開発行為等」に改める。

第2条第2項に次の3号を加える。

(6) 既存集落 市街化調整区域内において、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が、その敷地相互間の間隔が50メートル以内で連たんしている地域をいう。

(7) 大規模既存集落 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって、秋田県知事又は市長が指定したものをいう。

(8) 区域区分日 法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日をいう。

第6条の3を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 市街化調整区域の開発行為等

（市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為）

第15条の2 法第34条第8号の4の規定により区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における次に掲げる開発行為とする。

(1) 既存集落又はその周辺の区域内において、土地を当該土地の存する区域に係る区域区分日前から所有している者（土地を当該土地の存する区域に係る区域区分日前から、所有し、かつ、当該既存集落又はその周辺の区域内に居住していた者から当該区域区分日以後に相続等の承継により所有している者を含む。）であって、区域区分日前から当該既存集落又はその周辺の区域内に居住しているもの（以下この号において「本家」という。）の親族（当該本家との同居の事実がある者に限る。）が、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該既存集落又はその周辺の区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該土地（その面積が300平方メートル以下のものに限る。）に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為（第3号に掲げる開発行為を除く。）

(2) 大規模既存集落の区域内に当該区域に係る区域区分日前から居住している者（次号において「本家」という。）が、大規模既存集落の区域（その区域の境界から100メートルの範囲の区域を含む。）内において、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該区域内において

建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該区域内の土地（その面積が300平方メートル以下のものに限る。）に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為

(3) 本家の親族（当該本家との同居の事実がある者に限る。）が、大規模既存集落の区域（その区域の境界から100メートルの範囲の区域を含む。）内において、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該区域内の土地（その面積が300平方メートル以下のものに限る。）に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為

(4) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業の施行により、市街化調整区域に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、これに代わるものを従前とほぼ同一の規模、用途および構造で建築し、又は建設することを目的として行う開発行為

(5) 地区集会所その他の町内会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われる建築物（他の目的の建築物として併せて使用されるものを除く。）を建築することを目的として行う開発行為

(6) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定による協議を経た関連事業計画に基づく移転、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告に基づく移転又はこれらと同等の移転として市長が認めるものに該当し、移転する建築物の代替となる建築物を建築することを目的として行う開発行為

（市街化調整区域における開発区域の面積の特例）

第15条の3 政令第31条ただし書の規定による開発区域の面積は、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、5ヘクタールとする。

（市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における建築行為）

第15条の4 政令第36条第1項第3号ハの規定により区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、第15条の2に規定する開発行為に係る開発区域内において予定される建築物の要件に該当する建築物の新築、改築又は用途の変更とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市都市緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第25号

秋田市都市緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第14条第1項および第20条第1項」を「第45条第1項および第54条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市条例第26号**

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「興業」を「興行」に改め、同項第7号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同条第2項中「者が」を「者は」に改め、同条第4項中「つける」を「付する」に改める。

第4条中「の各号」を削り、同条ただし書中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「前条」を「前条第1項もしくは第2項」に改め、同条第4号中「掘りおこし」を「掘り起こし」に改め、同条第7号中「又ははり札をする」を「、はり札その他の広告物を表示する」に改める。

第6条の見出し中「、管理」を「もしくは管理」に改め、同条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第1号アおよび第2号ア中「、職業」を「および職業」に改める。

第9条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。  
第10条の次に次の5条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第10条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この条から第10条の6までにおいて「工作物等」という。）の名称又は種類、形状および数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所および当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時および保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第10条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第10条の6において「所有者等」という。）の氏名および住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を告示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第10条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第10条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。（工作物等を返還する場合の手続）

第10条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第17条第1項中「1万円」を「5万円」に改め、同条第3項中「前各項」を「各本項」に改める。

別表第1ア中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。  
別表第2八橋運動公園の項多目的グラウンドの項中

一般	1時間 につき	420円
高校生		315円
中学生以下		210円

を

一般	1時間 につき	420円	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき、全点灯（グラウンド全体を照明するために、90灯を点灯することをいう。）にあっては1,600円、部分点灯（主にソフトボール競技、陸上競技等に必要範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。）にあっては800円を加算する。
高校生		315円	
中学生以下		210円	

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市条例第27号**

秋田市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例

秋田市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

重要な公の施設の廃止および長期かつ独占的な利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市条例第28号**

重要な公の施設の廃止および長期かつ独占的な利用に関す

る条例の一部を改正する条例

重要な公の施設の廃止および長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。第3条中「次のとおり」を「、上水道事業施設」に改め、各号を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第29号

秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例を廃止する条例

秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例（昭和34年秋田市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第30号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第68号中「第3条第1項」を「第45条第1項」に改め、同表第69号中「第4条第1項」を「第46条第1項」に改める。

別表第5第3号のエ中「特定屋外タンク貯蔵所（）」の次に「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。第6号において「規則」という。）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オおよび第6号において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）および」を加え、同号の金額の欄中サをシとし、コをサとし、同号のケ中「コ」を「サ」に改め、同号の金額の欄中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,230,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,460,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,630,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 2,010,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外

タンク貯蔵所 2,330,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 4,760,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 6,120,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 7,440,000円

別表第5第6号の金額の欄中「危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この号において「規則」という。）」を「規則」に改め、「6年新基準に適合させるためのもの」の次に「ならびに浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの」を加え、「。以下この号において「11年政令」という。」を削り、「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所（）」の次に「同項第1号に掲げるものに限る。」を加え、「同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号」を「同項第1号」に、「11年政令附則第2項」を「同項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第31号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「地域振興局」の次に「、国体局」を加え、同条建設委員会の項中「、下水道部」を削り、「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第32号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第47条の3第2項中「第3号」を「以下この項」に改め、「翌々年度」の次に「（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第60条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項および第60条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第60条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）」を加える。

第60条の3第1項中「翌々年度」の次に「（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以

後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)」を加え、同条第2項中「翌々年度分」の次に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)」を加える。

附則第6条の6第1項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第6条の8の3第1項中「附則第7条の2第11項各号」を「附則第7条の2第13項第1号」に改め、同条第2項中「平成8年度から平成17年度まで」を「平成17年度から平成20年度まで」に、「適用しない」を「、適用しない」に改める。

附則第13条中「、第31条の2の2第1項又は第39条第7項もしくは第8項」を削り、「又は第587条の2第1項本文」とあるのは「もしくは第587条の2第1項本文又は法附則第31条の2第1項もしくは第39条第7項もしくは第8項」と、「又は第587条第2項」とあるのを「又は第587条第2項」とあるのを、「、第31条の2の2もしくは第39条第7項もしくは第8項」を削る。

附則第13条の2第6項を削り、同条第7項中「附則第31条の3第5項」を「附則第31条の3第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削る。

附則第16条第1項第2号中「(附則第21条第1項の規定の適用がある場合には、同項第2号に規定する合計額。以下この号において同じ。)」を削る。

附則第23条第7項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
(市民税に関する経過措置)
- 改正後の秋田市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第33号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年秋田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,500万円」を「2,700万円」に、「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

規 則

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第2号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「第56条第4項又は第5項」を「第56条第5項又は第6項」に改め、「、法第20条」の次に「もしくは法第21条の9の2」を加え、「法第20条第4項に規定する指定育成医療機関」を「指定育成医療機関等」に改め、同条第3項中「第56条第7項」を「第56条第8項」に改め、同条第4項中「命ずる費用」の次に「(法第21条の9の2に規定する措置に係るものを除く。)」を加え、「別表に掲げる」を「別表第1に定める」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第2項の規定により支払を命ずる費用(法第21条の9の2に規定する措置に係るものに限る。)の額は、別表第2に定めるとおとする。

別表の備考の1中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表の備考の2の(2)中「から第3項まで」を「および第2項ならびに第41条の2」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第19条関係)

自 己 負 担 限 度 額 表

階 層 区 分	自己負担限度額(月額)	
	入 院	通 院
0 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0
A 0階層を除き、生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
B 0階層およびA階層を除き、生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
C 0階層およびA階層を除き、生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3,400	1,700
D 0階層およびA階層を除き、生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4,200	2,100
E 0階層およびA階層を除き、生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5,500	2,750



F	0階層およびA階層を除き、生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9,300	4,650
G	0階層およびA階層を除き、生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	11,500	5,750

備考

- この表における「生計中心者」とは、対象患者の生計を主として維持する者をいう。
- この表のA階層における「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。備考の4および6において同じ。）において市町村民税が課税されていない場合（地方税法第323条の規定により免除されている場合を含む。）をいう。
- この表のC階層からG階層までにおける「所得税課税年額」とは、別表第1の備考の2の規定の例により計算された所得税の額をいう。
- 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合は、この表の規定にかかわらず、その状況等を勘案して市長が定める自己負担限度額とすることができる。
- 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な対象患者以外の対象患者については、この表に定める額の10分の1に相当する額をもって自己負担限度額とする。この場合において、当該自己負担限度額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の秋田市児童福祉法施行細則別表第1の備考の2の規定は、平成16年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成15年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第3号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「総務部の所属機関（第23条～第24条の2）」を「削除」に、「第24条の3」を「第24条の2」に改める。

第6条第1項の表企画調整部の項中

「情報政策課	を
--------	---

男女共生政策室
---------

「情報政策課	に
--------	---

改め、同表福祉保健部の項中

「保護課	を
------	---

介護保険課	を
-------	---

「保護第一課	に
--------	---

保護第二課	に
-------	---

介護保険課	に
-------	---

「監査指導室	に
--------	---

改め、同表農林部の項中「農政課」を「農林総務課」に、「農業環境整備課」を「農村振興課」に、「林務課」を「森林整備課」に改め、同表下水道部の項を削り、同表に次のように加える。

国体局	総務企画課
	宿泊輸送課
	競技課

第6条第2項の表福祉保健部福祉総務課の項中「監査指導室」を「地域福祉推進室」に改める。

第8条診療局の項内科診療部の項中「健康管理センター 地域医療連携室」を削り、同条診療局の項中央診療部の項中「中央材料室」を「超音波センター 内視鏡センター 健康管理センター」に、「診療情報室」を「診療情報室 地域医療連携室」に改め、同条看護部の項中「救急集中治療室 手術室 中央材料室 健康管理センター」を削る。

第9条第1項総務課の項第5号中「および芸術文化ホール」を削り、同項中第12号を第18号とし、第7号から第11号までを6号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の6号を加える。

- 行政組織および職務権限に関すること。
- 行政改革の推進に関すること。
- 行政改革の進行管理および連絡調整に関すること。
- 行政の評価に関すること。
- 第三セクターに関すること。
- 公益法人等に対する指導監督の調整に関すること。

第9条第1項人事課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第7号」を「第6号」に改める。

第10条企画調整課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条男女共生政策室の項を削り、同条市民相談室の項第8号中「個人情報保護審議会」を「個人情報保護審査会」に改める。

第11条財政課の項第3号中「および秋田市地域振興基金」を「秋田市地域振興基金および秋田市緑あふれるまちづくり基金」に改める。

第12条自治振興課の項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

- 雄和左手子交流センターに関すること。

第13条第1項福祉総務課の項中第4号および第5号を次のように改める。

- 地域福祉計画の推進に関すること。
- 福祉施策についての企画に関すること。

第13条第1項福祉総務課の項中第6号を削り、第7号を第6号

とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条第1項高齢福祉課の項第2号中「設置認可」を「設置認可等」に改め、同条第1項保護課の項中「保護課」を「保護第一課」に改め、同項第1号中「および」を削り、同項第5号中「審査報酬の審査および」を「審査および診療報酬の」に改め、同項の次に次のように加える。

保護第二課

- (1) 生活保護法の規定による措置その他被保護世帯の援護育成に関する事。
- (2) 生活保護状況の統計および資料作成に関する事。
- (3) 医療扶助に係る審査に関する事。
- (4) 行旅病人等の援護に関する事。

第13条第1項介護保険課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第1項に次のように加える。

監査指導室

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関する事。
- (2) 社会福祉法人の指導監督等に関する事。
- (3) 社会福祉施設の指導監査に関する事。

第13条第2項中「福祉総務課監査指導室」を「福祉総務課地域福祉推進室」に、「第6号」を「第13号」に改める。

第14条商業観光課の項中第22号を第23号とし、第5号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出等に関する事。

第14条工業労政課の項中第23号を第24号とし、第6号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出等に関する事。

第14条の2を次のように改める。

第14条の2 農林部の課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

農林総務課

- (1) 農林業に係る企画および調整に関する事。
- (2) 土地改良事業に係る施策の企画に関する事。
- (3) 農業集落排水事業に係る企画に関する事。
- (4) 農業振興地域の整備に関する事。
- (5) 農業協同組合等の交換分合計画の認可等に関する事。
- (6) 農用地の形質の変更の許可に関する事。
- (7) 農用地区域内における開発行為の許可等に関する事。
- (8) 山村振興に係る整備計画に関する事。
- (9) 食育に関する事。
- (10) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (11) 市民農園の整備計画に関する事。
- (12) 農業者年金事業に関する事。
- (13) 農地の転用の許可等に関する事。
- (14) 農地等の賃貸借の解除等の許可等に関する事。
- (15) 農林漁業融資に関する事。
- (16) 農業振興地域の指定等の証明に関する事。
- (17) 農林水産関係団体等の負担金に関する事。
- (18) 分担金の徴収に関する事。
- (19) 農業集落排水施設使用料の徴収に関する事。
- (20) 農業集落排水債償還基金の管理に関する事。
- (21) 北部農業者総合研修センターに関する事。
- (22) 河辺三内段山村広場に関する事。

- (23) 河辺多目的総合センターに関する事。
- (24) 雄和農林漁業者トレーニングセンターに関する事。
- (25) 河辺岡村農村公園に関する事。
- (26) 雄和農村環境改善センターに関する事。
- (27) 雄和山水荘に関する事。
- (28) 雄和体験学習交流施設に関する事。
- (29) 河辺農林漁業振興会館に関する事。
- (30) 河辺畜産経営環境整備施設に関する事。
- (31) 河辺生産物直売所施設に関する事。
- (32) 部内の連絡調整に関する事。
- (33) 部（市場を除く。）の予算経理に関する事。

農村振興課

- (1) 農業の担い手の育成に関する事。
- (2) 農業経営の集団化に関する事。
- (3) 稲作ならびに野菜、果樹および花きの生産の振興に関する事。
- (4) 家畜の改良、増殖および導入に関する事。
- (5) 自給飼料生産対策に関する事。
- (6) 家畜防疫および畜産経営環境整備に関する事。
- (7) 沿岸漁業に関する事。
- (8) 内水面漁業に関する事。
- (9) 農畜水産物の流通に関する事。
- (10) 土壌改良および施肥の合理化に関する事。
- (11) 農産加工に関する事。
- (12) 農業団体の育成指導に関する事。
- (13) 米の生産調整に関する事。
- (14) 計画出荷米の流通に関する事。
- (15) 土地改良事業の調査、計画および指導に関する事。
- (16) ほ場整備事業に関する事。
- (17) 農業水利および老朽ため池事業に関する事。
- (18) 農道整備および舗装事業に関する事。
- (19) 農業用土地造成事業に関する事。
- (20) 農業用施設の災害復旧事業に関する事。
- (21) 市単独土地改良補助事業に関する事。
- (22) 土地改良事業団体の育成指導に関する事。
- (23) 山村振興に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (24) 市民農園の整備および維持管理に関する事。
- (25) 農業集落排水施設の建設および維持管理に関する事。

森林整備課

- (1) 民有林の経営指導に関する事。
- (2) 入会林野の整備に関する事。
- (3) 保安林に関する事。
- (4) 森林の病害虫に関する事。
- (5) 林野の火入れに関する事。
- (6) 林業団体の育成指導に関する事。
- (7) 狩猟に関する事。
- (8) 鳥獣の捕獲等の許可等に関する事。
- (9) 特用林産物に関する事。
- (10) 林道および作業道に関する事。
- (11) 治山に関する事。
- (12) 自然公園の運営管理に関する事。
- (13) 市有林の経営、管理および生産物処分に関する事。
- (14) 分収林契約の募集等の届出等に関する事。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条第1項都市総務課の項第8号中「(市民交流プラザ管理室を除く。)」を削り、同条第1項都市計画課の項第6号中「届出および調査」を「届出等」に改める。

第17条の2の次に次の1条を加える。

第17条の3 国体局の課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

総務企画課

- (1) 第62回国民体育大会(以下この条において「国体」という。)の企画、広報および総合調整に関すること。
- (2) 国体での市民運動に関すること。
- (3) 国体に係る式典に関すること。
- (4) 第7回全国障害者スポーツ大会に関すること。
- (5) 秋田わか杉国体秋田市実行委員会に関すること。
- (6) 局の他の課の所管に属しないこと。
- (7) 局内の連絡調整に関すること。
- (8) 局の予算経理に関すること。

宿泊輸送課

- (1) 国体に係る宿泊、医事および衛生対策に関すること。
- (2) 国体に係る輸送および交通対策に関すること。
- (3) 国体に係る警備、消防および防災対策に関すること。

競技課

- (1) 本市で開催される競技種目に関すること。
- (2) 各競技施設における競技運営に関すること。
- (3) 各競技会の表彰式等に関すること。

第19条診療局の項内科診療部の項健康管理センターの項および地域医療連携室の項を削り、同条診療局の項中央診療部の項中

「中央材料室

- (1) 診療材料の管理に関すること。 を
- (2) 室に属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。 」

「超音波センター

- (1) 超音波による診察に関すること。
- (2) 超音波センターに属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。

内視鏡センター

- (1) 内視鏡による診察に関すること。 に
- (2) 内視鏡センターに属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。

健康管理センター

- (1) 人間ドックに関すること。 」

改め、同項栄養室の項第1号中「献立および調理」を「給食管理および栄養管理」に改め、同項中第2号および第3号を削り、第4号を第2号とし、同条診療局の項中央診療部の項医療安全推進室の項第2号中「医療相談」を「治療に係る苦情」に改め、同条診療局の項中央診療部の項に次のように加える。

地域医療連携室

- (1) 地域の医療機関との連携に関すること。
- (2) 医療福祉相談に関すること。

第19条事務局の項総務課の項第1号中「事業策定」を「病院事業に係る基本計画の策定」に改め、同条事務局の項医事課の項第1号中「受付」を「受け付け」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 患者の情報の保護に関すること。

「第1節 総務部の所属機関」を「第1節 削除」に改める。

第23条および第24条を次のように改める。

第23条および第24条 削除

「第1節の2 企画調整部の所属機関」を削る。

第24条の2の前に次の節名を付する。

第1節の2 企画調整部の所属機関

第24条の2および第24条の3を次のように改める。

(市民協働・地域分権推進室)

第24条の2 市民協働の推進および地域分権の社会づくりに関する事務を処理するため、市民協働・地域分権推進室を設置する。

2 前項の市民協働・地域分権推進室は、企画調整部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市民協働の推進に関すること。
- (2) 都市内地域分権の推進に関すること。
- (3) 市民協働および都市内地域分権の推進に係る施策の企画および連絡調整に関すること。
- (4) (仮称)市民サービスセンターの設置構想および整備に関すること。
- (5) 室の予算経理に関すること。

(男女共生・次世代育成支援室)

第24条の3 男女共生政策および次世代育成支援対策の推進に関する事務を処理するため、男女共生・次世代育成支援室を設置する。

2 前項の男女共生・次世代育成支援室は、企画調整部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 男女共生の推進に係る施策の企画および連絡調整に関すること。
- (2) 男女共生の推進に係る調査研究に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく地域行動計画に関すること。
- (4) 次世代育成支援対策交付金および次世代育成支援対策施設整備交付金事務の調整に関すること。
- (5) 子ども関連施策の企画および連絡調整に関すること。
- (6) 子ども関連施策に係る調査研究に関すること。
- (7) 室の予算経理に関すること。

第46条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 秋田駅東西連絡自由通路等の維持管理に関すること。

第46条の3第2項第9号を削る。

第46条の4中「上下水道班」を削る。

第46条の5市民生活班の項に次の2号を加える。

㉞ 個別排水処理施設の設置申請等の受け付け、個別排水処理施設の維持管理および排水設備工事の検査に関すること。

㉟ 個別排水処理施設に係る分担金および使用料の徴収に関すること。

第46条の5産業班の項第5号中「農業集団化の育成および農業青少年の育成」を「農業の担い手の育成および農業経営の集団化」に改め、同項第6号中「野菜」を「ならびに野菜」に改め、「花き」の次に「の生産」を加え、同項中第35号を第37号とし、第23号から第34号までを2号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の2号を加える。

㉚ 農業集落排水施設使用料の収納に関すること。

㉛ 農業集落排水施設使用料減免申請書の受理等に関すること。

第46条の5上下水道班の項を削る。

第47条第1項の表第16号中「監査指導室」を「地域福祉推進室」に改め、同条第2項の表中

1の3	政策調整主幹	企画調整部	上司の命を受けて、市政に関する企画、調整その他の事務を掌る。
-----	--------	-------	--------------------------------

1の3	政策調整主幹	企画調整部	上司の命を受けて、市政に関する企画、調整その他の事務を掌る。
-----	--------	-------	--------------------------------

1の4	防災主幹	総務部	上司の命を受けて、防災に関する重要な事項の調査、調整その他の事務を掌る。
-----	------	-----	--------------------------------------

改め、同表第11号の3中「所長」を「センター長」に、「病院診療局内科診療部健康管理センター」を「病院診療局中央診療部超音波センター、内視鏡センターおよび健康管理センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を用いなくて、平成17年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左 欄	右 欄
福祉保健部福祉総務課監査指導室主席主査	福祉保健部監査指導室主席主査
農林部農政課長	農林部農林総務課長
農林部農政課長補佐	農林部農林総務課長補佐
農林部農業環境整備課長	農林部農村振興課長
農林部農業環境整備課長補佐	農林部農村振興課長補佐
農林部農業環境整備課主席主査	農林部農村振興課主席主査
農林部農業環境整備課主査	農林部農村振興課主査
農林部農業環境整備課技能主査	農林部農村振興課技能主査

3 平成17年3月31日において、次の表の左欄に掲げる課又は室に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、平成17年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課又は室に勤務を命じられたものとする。

左 欄	右 欄
福祉保健部福祉総務課監査指導室	福祉保健部監査指導室
農林部農政課	農林部農林総務課
農林部農業環境整備課	農林部農村振興課
農林部林務課	農林部森林整備課

(秋田市有林野産物極印規則の一部改正)

4 秋田市有林野産物極印規則(昭和27年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条中「外」を「ほか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「林務課長」を「森林整備課長」に改める。

第11条第1項中「毎に」を「ごとに」に、「林務課長」を「森林整備課長」に改める。

第13条第1項中「林務課長」を「森林整備課長」に改める。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第4号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和36年秋田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第5号

秋田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市情報公開条例施行規則(平成10年秋田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第34条」に改める。

第2条中「第8条の規定による請求書の提出」を「第6条第1項に規定する開示請求書」に改め、「によるもの」を削る。

第3条第1項中「第9条第2項の規定による通知」を「第11条第1項に規定する書面」に改め、「掲げる」の次に「場合の」を加え、「によるもの」を削り、同項第1号中「を開示する旨の決定をした」を「の全部を開示する」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 公文書の一部を開示する場合 公文書部分開示決定通知書(様式第3号)

第3条第1項第3号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第11条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 公文書の全部を開示しない場合(次号および第3号に掲げる場合を除く。) 公文書不開示決定通知書(様式第4号)

(2) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合 公文書存否応答拒否決定通知書(様式第5号)

(3) 開示請求に係る公文書を保有していない場合 公文書不存在による不開示決定通知書(様式第6号)

第8条を第13条とする。

第7条中「第17条」を「第32条」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(出資法人)

第12条 条例第33条第1項の市長が定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

第6条第1項中「第16条」を「第31条」に改め、同条を第10条とする。

第5条第3項中「交付部数」を「交付(電磁的記録にあつては、第1項に規定する方法を含む。)の部数」に、「開示の請求」を「開示請求」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「第11条第2項の規定による公文書の

写しの作成および送付に要する」を「第16条第2項に規定する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第16条第2項の市長が定める方法は、第6条第1号イ、第2号イならびに第3号ウおよびエの規定による交付その他市長が認める方法とする。

第5条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(情報公開審査会諮問通知書)

第9条 条例第18条に規定する書面は、情報公開審査会諮問通知書(様式第12号)とする。

第4条の見出しを「(閲覧等の中止)」に改め、同条中「、公文書の閲覧」を「、公文書の閲覧等(条例第15条第3項本文の規定による閲覧(文書もしくは図画に係るものに限る。))又は前条第1号ア、第2号アもしくは第3号イの規定による聴取、視聴もしくは閲覧その他市長が認める方法をいう。以下この条において同じ。)」に、「当該閲覧」を「当該閲覧等」に、「当該公文書の閲覧」を「当該公文書の閲覧等」に改め、同条を第7条とする。

第3条の次に次の3条を加える。

(公文書開示決定等期間延長通知書等)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、公文書開示決定等期間延長通知書(様式第7号)とする。

2 条例第13条に規定する書面は、公文書開示決定等期間特例延長通知書(様式第8号)とする。

(公文書の開示に関する意見照会書等)

第5条 条例第14条第1項および第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合の書面による通知は、公文書の開示に関する意見照会書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第14条第1項および第2項に規定する意見書は、公文書の開示に関する意見書(様式第10号)とする。

3 条例第14条第3項に規定する書面は、公文書の開示決定に関する通知書(様式第11号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第6条 条例第15条第3項の市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、1の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供することができるものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

区 分			金 額	
写しの作成に要する費用の額	文書および図画	カラー複写以外	1枚につき10円	
		電子複写機により複写したもの	1枚につき100円	
	写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものに限る。)に印画したもの		1枚につき30円	
	マイクロフィルムを用紙に印刷したもの(カラー印刷のものを除く。)		1枚につき50円	
	電磁的記録	録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したもの		1巻につき250円
		ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したもの		1巻につき350円
用紙(日本工業規格A列3番以下の大きさのものに限る。)		カラー複写以外	1枚につき10円	
に出力したものを電子複写機により複写したもの		カラー複写	1枚につき100円	
フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したもの			1枚につき50円	
業務委託により複写等をしたもの			当該委託契約で定める額	
その他の方法によるもの			実費相当額	
写しの送付に要する費用の額			郵送料相当額	

備考

1 用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を1枚として計算する。

2 電子複写機による複写およびマイクロフィルムの印刷に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列3番以下とする。

様式第1号中「住所」を「〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇」に、「第8条」を「第6条第1項」に、「閲覧」を「閲覧・視聴等」に、

「(注) 1 「公文書の名称又は内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。  
2 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。  
3 ※印の欄は、記入しないでください。」

「(注) 1 「公文書の名称又は内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。  
2 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。」

3 ※印の欄は、記入しないでください。 ]  
改める。

様式第2号中「 実施機関」を「(実施機関)」に、「開示の請求」を「開示請求」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、「同条第2項の規定により」を削り、「閲覧」を「閲覧・視聴等」に、

〔注〕

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。 ]

〔注〕

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。
- 3 閲覧・視聴等に当たっては、丁寧な取扱いを心掛け、汚損、破損等のないようにしてください。 ]

改める。

様式第3号を削る。

様式第4号中「公文書一部開示決定通知書」を「公文書部分開示決定通知書」に、「 実施機関」を「(実施機関)」に、「開示の請求」を「開示請求」に、「第7条および第9条第1項」を「第8条および第11条第1項」に改め、「同条第2項の規定により」を削り、「閲覧」を「閲覧・視聴等」に、

公文書の一部を開示しない理由	○開示しないことと決定した部分
	○開示しない理由 秋田市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)

開示しない部分	
公文書の一部について開示しない理由	秋田市情報公開条例第7条第 号 に該当 (理由)

〔注〕 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。

(教示) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法を(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関)に対して不服申立てをすることができます。 ]

〔注〕

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。

3 閲覧・視聴等に当たっては、丁寧な取扱いを心掛け、汚損、破損等のないようにしてください。

(教示)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関)に対して不服申立てをすることができます。 ]

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ]

改め、同様式を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第3条関係)

公文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで受理した公文書の開示請求については、秋田市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

公文書の名称又は内容	
開示しない理由	秋田市情報公開条例第7条第 号 に該当 (理由)
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関) に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「決定期間延長通知書」を「公文書開示決定等期間延長通知書」に、「実施機関」を「(実施機関)」に、「開示の請求」を「開示請求」

に、「第9条第3項」を「第12条第2項」に、「決定の」を「開示決定等の」に改め、同様式を様式第7号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第5号(第3条関係)

公文書存否応答拒否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで受理した公文書の開示請求については、秋田市情報公開条例第10条および第11条第2項の規定により、次のとおり開示請求を拒否することを決定したので通知します。

公文書の名称又は内容	
請求を拒否する理由	秋田市情報公開条例第10条に該当 (理由)



所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関) に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第3条関係)

公文書不存在による不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した公文書の開示請求については、その公文書を保有していないため、秋田市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

公文書の名称又は内容	
開示しない理由	
所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関) に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式に次の5様式を加える。

様式第8号(第4条関係)

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した公文書の開示請求については、秋田市情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称又は内容	
請求書受理年月日	年 月 日
開示請求に係る公文書のうちの相当部分についての決定期限	年 月 日
残りの部分についての決定期限	年 月 日
延長の理由	
所 管 課	電話番号( ) — (内線 )
備 考	

様式第9号(第5条関係)

公文書の開示に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

秋田市情報公開条例第6条の規定により開示請求がありました公文書に、 に関する情報が記録されていますので、同条例第14条第 項の規定により通知します。

つきましては、当該公文書の開示についてのご意見を別紙「公文書の開示に関する意見書」にご記入のうえ、ご回答ください。

公文書の名称又は内容	
請求書受理年月日	年 月 日
開示請求があった公文書に記録されているに関する情報	
※秋田市情報公開条例第14条第2項各号のいずれかに該当するかの別およびその理由	秋田市情報公開条例第14条第2項第 号に該当(理由)
回 答 期 限	年 月 日

所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

(注) ※印の欄は、秋田市情報公開条例第14条第2項の規定による通知の場合に限り記載してあります。

様式第10号 (第5条関係)

公文書の開示に関する意見書

年 月 日

(実施機関) 様

〒 —  
 住所・居所  
 氏 名  
 電話番号 ( ) —

[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地および名称ならびに代表者の氏名]

秋田市情報公開条例第14条第 項の規定により照会のあったことについて、次のとおり回答します。

公文書の名称又は内容	
開示の可否について [右のいずれかを○で囲んでください。]	1 照会内容の全部を開示してよい。 2 照会内容の一部を開示しないでほしい。 3 照会内容の全部を開示しないでほしい。 (2又は3を選択された場合は、意見欄にその旨を詳しく記入してください。)
意 見	
備 考	

様式第11号 (第5条関係)

公文書の開示決定に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けでご意見をいただきました に関する情報が記録されている公文書については、次のとおり開示することを決定したので、秋田市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

公文書の名称又は内容	
開示する公文書に記録されている に関する情報	
開 示 決 定 の 内 容	1 全部開示 2 部分開示
開示決定をした理由	

開示を実施する年月日	年 月 日
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関) に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号 (第9条関係)

情報公開審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

次の不服申立てについては、秋田市情報公開審査会に諮問したので、秋田市情報公開条例第18条の規定により通知します。

諮問に係る公文書の名称又は内容	
不服申立ての対象となった決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)
不服申立てのあった年月日	年 月 日
不服申立ての内容	
諮 問 年 月 日	年 月 日
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

秋田市情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第6号

秋田市情報公開審査会規則の一部を改正する規則

秋田市情報公開審査会規則(平成10年秋田市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第7項」を「第28条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

秋田市個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 秋田市規則第7号

## 秋田市個人情報保護条例施行規則

秋田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和61年秋田市規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「条例」という。）第53条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務の通知）

第2条 条例第4条第1項の規定による通知は、個人情報取扱事務開始（変更）通知書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第4条第3項の規定による通知は、個人情報取扱事務廃止通知書（様式第2号）によるものとする。

（保有個人情報開示請求書等）

第3条 条例第12条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第3号）とする。

2 条例第12条第2項（条例第21条第4項、第24条第3項および第31条第2項において準用する場合を含む。）の市長が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が請求をし、又は開示を受ける場合 次に掲げるいずれかの書類

ア 運転免許証、旅券その他の官公署の発行した書類であって市長が認めるもの

イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該請求をし、又は開示を受ける者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類

(2) 本人に代わって法定代理人が請求をし、又は開示を受ける場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類および戸籍謄本その他法定代理人であることを示す書類として市長が認めるもの

(3) 本人に代わって条例第11条第2項第2号に掲げる者（法定代理人を除く。以下「配偶者等」という。）が請求をし、又は開示を受ける場合 当該配偶者等に係る第1号に定める書類および戸籍謄本、健康保険の被保険者証その他配偶者等であることを示す書類として市長が認めるもの

(4) 条例第11条第3項各号に掲げる者（以下「遺族等」という。）が請求をし、又は開示を受ける場合 当該遺族等に係る第1号に定める書類および戸籍謄本その他遺族等であることを示す書類として市長が認めるもの

（保有個人情報開示決定通知書等）

第4条 条例第17条第1項に規定にする書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する場合 保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する場合 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第5号）

2 条例第17条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部を開示しない場合（次号および第3号に掲げる場合を除く。） 保有個人情報不開示決定通知書（様式第6号）

(2) 条例第16条の規定により開示請求を拒否する場合 保有個人情報存否応答拒否決定通知書（様式第7号）

(3) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合 保有個人情報不存在による不開示決定通知書（様式第8号）

（保有個人情報開示決定等期間延長通知書等）

第5条 条例第18条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第9号）とする。

2 条例第19条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第10号）とする。

（第三者に対する通知に当たっての注意）

第6条 実施機関は、条例第20条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（保有個人情報の開示に関する意見照会書等）

第7条 条例第20条第1項および第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合の書面による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書（様式第11号）によるものとする。

2 条例第20条第1項および第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示に関する意見書（様式第12号）とする。

3 条例第20条第3項に規定する書面は、保有個人情報の開示決定に関する通知書（様式第13号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第8条 条例第21条第3項の市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、1の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供することができるものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付

（閲覧等の中止）

第9条 実施機関は、公文書の閲覧等（条例第21条第3項本文の規定による閲覧（文書もしくは図画に係るものに限る。）又は前条第1号ア、第2号アもしくは第3号イの規定による聴取、視聴もしくは閲覧その他市長が認める方法をいう。以下この条において同じ。）をする者が、当該閲覧等に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の

閲覧等中止することができる。

(保有個人情報訂正請求書)

第10条 条例第24条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第14号)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第11条 条例第26条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部の訂正をする場合 保有個人情報訂正決定通知書(様式第15号)

(2) 保有個人情報の一部の訂正をする場合 保有個人情報部分訂正決定通知書(様式第16号)

2 条例第26条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第17号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書等)

第12条 条例第27条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第18号)とする。

2 条例第28条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第19号)とする。

(保有個人情報の訂正の実施に関する通知書)

第13条 条例第29条に規定する書面は、保有個人情報の訂正の実施に関する通知書(様式第20号)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第14条 条例第31条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第21号)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第15条 条例第33条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部の利用停止をする場合 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第22号)

(2) 保有個人情報の一部の利用停止をする場合 保有個人情報部分利用停止決定通知書(様式第23号)

2 条例第33条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第24号)とする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書等)

第16条 条例第34条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第25号)とする。

2 条例第35条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第26号)とする。

(個人情報保護審査会諮問通知書)

第17条 条例第37条に規定する書面は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第27号)とする。

(公文書の写しの交付に要する費用の額等)

第18条 条例第49条第2項の市長が定める方法は、第8条第1号イ、第2号イならびに第3号ウおよびエの規定による交付その他市長が認める方法とする。

2 条例第49条第2項に規定する費用の額は、別表に定めるところによる。

3 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 公文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、第1項に規定する方法を含む。)の部数は、開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書1件につき1部とする。

(運用状況の公表)

第19条 条例第51条の規定による運用状況の公表は、公告により行うものとする。

(出資法人)

第20条 条例第52条第1項の市長が定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

別表(第18条関係)

区 分		金 額	
文書および図画	電子複写機により複写したもの	カラー複写以外	1枚につき 10円
		カラー複写	1枚につき 100円
	写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものに限る。)に印画したもの		1枚につき 30円
	マイクロフィルムを用紙に印刷したもの(カラー印刷のものを除く。)		1枚につき 50円
電磁的記録	録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したもの		1巻につき 250円
	ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したもの		1巻につき 350円
	用紙(日本工業規格A列3番以下の大きさのものに限る。)	カラー複写以外	1枚につき 10円
		電子複写機により複写したもの	カラー複写
フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したもの		1枚につき 50円	
業務委託により複写等をしたもの		当該委託契約で定める額	
その他の方法によるもの		実費相当額	

備考

- 1 用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を1枚として計算する。
- 2 電子複写機による複写およびマイクロフィルムの印刷に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列3番以下とする。

様式第1号 (第2条関係)

個人情報取扱事務開始 (変更) 通知書

秋田市長 様

(実施機関)

秋田市個人情報保護条例第4条第1項の規定により、次のとおり通知します。

個人情報取扱事務の名称		
所管課所室名		
通知区分・通知年月日		
個人情報取扱事務の目的		
対象者の範囲		
個人情報の記録項目	戸籍的事項に関する情報	
	経歴に関する情報	
	心身に関する情報	
	財産状況に関する情報	
	個人生活に関する情報	
	思想・信条等に関する情報	
主な収集先	個人情報の収集先区分	
	個人情報の収集先名	
	収集根拠	
利用・提供の状況	目的外利用の有無	
	目的外利用の根拠	
	目的外の外部提供の有無	
	目的外の外部提供先名	
	目的外の外部提供の根拠	
主な公文書の名称		
備考		

様式第2号 (第2条関係)

個人情報取扱事務廃止通知書

秋田市長 様

(実施機関)

秋田市個人情報保護条例第4条第3項の規定により、次のとおり通知します。

個人情報取扱事務の名称	
所管課所室名	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
備考	

様式第3号(第3条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関)

様

(請求者)

〒 -

住所・居所

氏 名

電話番号 ( ) -

秋田市個人情報保護条例第12条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴等 <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴等および写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの交付

(代理人・遺族等記載欄) 代理人・遺族等が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の住所等	〒 - 電話番号 ( ) -
本人の氏名	
本人との関係	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 2親等内の親族 ( )
死者の保有個人情報の開示請求の理由	

※以下の欄には、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( )
資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

処 理	(受付印)	所管課	(受理印)
		電話番号 ( ) - 内 線 ( )	

(注)

- 1 開示請求に際しては、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等)を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人・遺族等による開示請求の場合は、請求者本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等)のほか、その資格を証明する書類(本人の戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。
- 3 保有個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所等」欄には死亡時の住所等を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。なお、この場合「電話番号」の記入は不要です。



様式第4号(第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田市個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日( ) 時 分
開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴等 <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴等および写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの交付
所管課	電話番号( ) — (内線 )
備考	

(注)

- 1 開示を受ける際には、この通知書および本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等)を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人・遺族等が開示を受ける場合は、この通知書および代理人・遺族等の本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等)のほか、その資格を証明する書類(本人の戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。
- 4 閲覧・視聴等に当たっては、丁寧な取扱いを心掛け、汚損、破損等のないようにしてください。

様式第5号(第4条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田市個人情報保護条例第14条および第17条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日( ) 時 分
開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴等 <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴等および写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの交付
開示しない部分	
保有個人情報の一部について開示しない理由	秋田市個人情報保護条例第13条第 号 に該当(理由)

所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

(注)

- 開示を受ける際には、この通知書および本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等）を提示し、又は提出してください。
- 代理人・遺族等が開示を受ける場合は、この通知書および代理人・遺族等の本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等）のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。
- 閲覧・視聴等に当たっては、丁寧な取扱いを心掛け、汚損、破損等のないようにしてください。

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関）に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（（実施機関の長）が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田市個人情報保護条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	秋田市個人情報保護条例第13条第 号 に該当 (理由)
所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関）に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（（実施機関の長）が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第4条関係）

保有個人情報存否応答拒否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付で受理した保有個人情報の開示請求については、秋田市個人情報保護条例第16条および第17条第2項の規定により、次のとおり開示請求を拒否することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
請求を拒否する理由	秋田市個人情報保護条例第16条に該当 (理由)
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関) に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第4条関係）

保有個人情報不存在による不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付で受理した保有個人情報の開示請求については、その保有個人情報を保有していないため、秋田市個人情報保護条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	1 作成又は収集していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 保有個人情報に該当しないため 4 その他 [ ]
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関) に対して不服申立てをすることができます。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（（実施機関の長）が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第5条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田市個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
請求書受理年月日	年 月 日
決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
所 管 課	電話番号（ ） — （内線 ）
備 考	

様式第10号（第5条関係）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の開示請求については、秋田市個人情報保護条例第19条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
請求書受理年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分についての決定期限	年 月 日
残りの部分についての決定期限	年 月 日

延 長 の 理 由	
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

様式第11号 (第7条関係)

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

秋田市個人情報保護条例第12条の規定により開示請求がありました保有個人情報に、 に関する情報が含まれていますので、同条例第20条第 項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報の開示についてのご意見を別紙「保有個人情報の開示に関する意見書」にご記入のうえ、ご回答ください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
請求書受理年月日	年 月 日
開示請求があった保有個人情報に含まれているに関する情報	
※秋田市個人情報保護条例第20条第2項各号のいずれかに該当するかおよびその理由	秋田市個人情報保護条例第20条第2項第 号に該当(理由)
回答期限	年 月 日
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

(注) ※印の欄は、秋田市個人情報保護条例第20条第2項の規定による通知の場合に限り記載してあります。

様式第12号 (第7条関係)

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

(実施機関)

様

〒

住所・居所

氏 名

電話番号 ( ) —

〔法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地および名称ならびに代表者の氏名〕

秋田市個人情報保護条例第20条第 項の規定により照会のあったことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
開示の可否について 〔右のいずれかを〕 〔○で囲んでくだ さい。〕	1 照会内容の全部を開示してよい。 2 照会内容の一部を開示しないでほしい。 3 照会内容の全部を開示しないでほしい。 (2又は3を選択された場合は、意見欄にその旨を詳しく記入してください。)
意 見	
備 考	

様式第13号 (第7条関係)

保有個人情報の開示決定に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けでご意見をいただきました に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定したので、秋田市個人情報保護条例第20条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
開示する保有個人情報 に含まれているに 関する情報	
開 示 決 定 の 内 容	1 全部開示                      2 部分開示
開示決定をした理由	
開示を実施する年月日	年                      月                      日
所                      管                      課	電話番号 (                      )                      -                      (内線                      )
備 考	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関) に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号 (第10条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(請求者)

〒 -

住所・居所

氏 名

電話番号 ( ) -

秋田市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日
開示を受けた保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨および理由	(理由)

(代理人・遺族等記載欄) 代理人・遺族等が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の住所等	〒 - 電話番号 ( ) -
本人の氏名	
本人との関係	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 2親等内の親族 ( )

※以下の欄には、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 代理人・遺族等 ( )
備 考	

処 理	(受付印)	所管課 電話番号 ( ) - 内 線 ( )	(受理印)
-----	-------	---------------------------------	-------

(注)

- 訂正請求に際しては、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等)を提示し、又は提出してください。
- 訂正請求に際しては、訂正を求める内容が事実と合致することを示す資料を提示し、又は提出してください。
- 代理人・遺族等による訂正請求の場合は、請求者本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等)のほか、その資格を証明する書類(本人の戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。
- 保有個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所等」欄には死亡時の住所等を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。なお、この場合「電話番号」の記入は不要です。

様式第15号 (第11条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の訂正請求については、秋田市個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正の内容	(訂正年月日) 年 月 日
所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

様式第16号 (第11条関係)

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の訂正請求については、秋田市個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおりその一部を訂正をすることを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をする部分の内容	(訂正年月日) 年 月 日
訂正をしない部分の内容および訂正をしない理由	(理由)
所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関) に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合



には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17号（第11条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の訂正請求については、秋田市個人情報保護条例第26条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
所 管 課	電話番号（ ） — （内線 ）
備 考	

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関）に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（（実施機関の長）が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号（第12条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の訂正請求については、秋田市個人情報保護条例第27条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
請求書受理年月日	年 月 日
決 定 期 限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	

所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

様式第19号 (第12条関係)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の訂正請求については、秋田市個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
請求書受理年月日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当部分についての決定期限	年 月 日
残りの部分についての決定期限	年 月 日
延長の理由	
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

様式第20号 (第13条関係)

保有個人情報の訂正の実施に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

に提供した保有個人情報について、次のとおり訂正したので、秋田市個人情報保護条例第29条の規定により通知します。

つきましては、必要に応じて が保有している個人情報を訂正願います。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
	(訂正年月日) 年 月 日
訂 正 の 内 容	

所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

様式第21号 (第14条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(請求者)

〒 -

住所・居所

氏 名

電話番号 ( ) -

秋田市個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日
開示を受けた保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨および理由	(理由)

(代理人・遺族等記載欄) 代理人・遺族等が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の住所等	〒 - 電話番号 ( ) -
本人の氏名	
本人との関係	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 2親等内の親族 ( )

※以下の欄には、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 代理人・遺族等 ( )
備 考	

処 理	(受付印)	所管課	(受理印)
		電話番号 ( ) - 内 線 ( )	

(注)

- 1 利用停止請求に際しては、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等）を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人・遺族等による利用停止請求の場合は、請求者本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、国民年金手帳等）のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 3 保有個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所等」欄には死亡時の住所等を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。なお、この場合「電話番号」の記入は不要です。

様式第22号（第15条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止請求については、秋田市個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	(利用停止年月日) 年 月 日
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

様式第23号（第15条関係）

保有個人情報部分利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止請求については、秋田市個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおりその一部の利用停止をすることを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止をする部分 の内容	(利用停止年月日) 年 月 日
利用停止をしない部分 の内容および利用 停止をしない理由	(理由)
所 管 課	電話番号 ( ) — (内線 )
備 考	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関）に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（（実施機関の長）が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合

には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第24号（第15条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止請求については、秋田市個人情報保護条例第33条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
所 管 課	電話番号（ ） — （内線 ）
備 考	

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関）に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（（実施機関の長）が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第25号（第16条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止請求については、秋田市個人情報保護条例第34条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
請求書受理年月日	年 月 日
決 定 期 限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	

所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

様式第26号 (第16条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した保有個人情報の利用停止請求については、秋田市個人情報保護条例第35条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
請求書受理年月日	年 月 日
利用停止請求に係る 保有個人情報のうちの 相当部分についての 決定期限	年 月 日
残りの部分についての 決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	
所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

様式第27号 (第17条関係)

個人情報保護審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

次の不服申立てについては、秋田市個人情報保護審査会に諮問したので、秋田市個人情報保護条例第37条の規定により通知します。

諮問に係る保有個人情報の 内容	
不服申立ての対象と なった決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)

不服申立てのあった年月日	年 月 日
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
所 管 課	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

秋田市個人情報保護審査会規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第8号**

秋田市個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)第47条の規定に基づき、秋田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第3条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、企画調整部市民相談室において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(審査会の招集)

2 この規則の施行後最初に開催される審査会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第9号**

秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市雄和左手子交流センター条例(平成17年秋田市条例第17号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市雄和左手子交流センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用許可申請)

第4条 条例第2条の許可を受けようとする者は、使用しようとする最初の日の7日前までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第5条 条例第2条の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 条例第7条第1項の申請をしようとするものは、市長が別に定める期間内に、秋田市雄和左手子交流センター指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 団体の概要および活動状況を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市地域振興参与の設置等に関する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第10号

秋田市地域振興参与の設置等に関する規則

(地域振興参与の設置)

第 1 条 旧河辺町および旧雄和町(以下「旧両町」という。)の区域の行政運営について市長に助言し、もって市町合併後の市政の円滑な運営を図るため、本市に、地域振興参与を置く。

(職務)

第 2 条 地域振興参与の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 旧両町の区域の特性を生かした地域振興の在り方に関すること。
- (2) 旧両町の施策のうち、本市に引き継がれた事業の調査に関すること。
- (3) 地域審議会の審議事項に関すること。
- (4) 前 3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(任用)

第 3 条 地域振興参与は、旧両町の施策について優れた識見を有し、かつ、旧両町の区域の実状に通ずる者のうちから、市長が委嘱する。

(服務)

第 4 条 地域振興参与は、非常勤とし、その執務を行う場所、時間その他の服務については、市長が別に定める。

(庶務)

第 5 条 地域振興参与に関する庶務は、地域振興局総務課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成19年 3月31日限り、その効力を失う。

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第11号

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年秋田市規則第 3号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 第 1 号を次のように改める。

- (1) 財団法人秋田市総合振興公社

第 2 条 第 1 項 中 第 2 号および第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号および第 6 号を削り、第 7 号を第 3 号とする。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第12号

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田市職員給与条例施行規則の一部改正)

第 1 条 秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 2 項 中「および下水道使用料徴収手当」を削り、同条第 3 項 中「および下水道使用料徴収手当」を削り、「「8,000円に」を「、「8,000円に」に改め、「、同表第17号中「7,700円」とあるのは「7,700円に勤務時間条例第 2 条 第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と」を削る。

第 7 条 および第 8 条 中「および下水道使用料徴収手当」を削る。

別表第 2 中 第 16 号および第 17 号を削り、第 18 号を第 16 号とし、第 19 号から第 28 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

(秋田市職員被服貸与規則の一部改正)

第 2 条 秋田市職員被服貸与規則(昭和29年秋田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「、外勤の下水道使用料徴収専従職員」を削る。

(秋田市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第 3 条 秋田市職員安全衛生管理規則(昭和63年秋田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 号 中「第47条第 1 項の表第 1 号の 2、第 5 号の 2」を「第47条第 1 項の表第 5 号の 2」に改め、同条第 3 号 中「、下水道部」を削る。

第 5 条 第 2 項 中「、環境部および下水道部」を「および環境部」に改め、同条第 3 項 中「、下水道部の総括安全衛生管理者は下水道部長の職にある者をもって」を削る。

第 6 条 第 1 項 中「の各号」を削り、同条第 2 項 中「、環境部又は下水道部」を「又は環境部」に改める。

第 7 条 第 3 号を削る。

第34条第 1 項 中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(秋田市水道事業管理者に対する事務委任規則の一部改正)

第 4 条 秋田市水道事業管理者に対する事務委任規則(平成元年秋田市規則第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則

本則中「秋田市水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改め、本則第 1 号および第 2 号を削り、本則第 3 号 中「秋田市水道事業給水条例」の次に「(昭和35年秋田市条例第 8 号)」を加え、同号を本則第 1 号とし、本則中第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とする。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久



秋田市規則第13号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第33条中「月ごとに作成する」を削り、「基づいて、」の次に「直ちに」を加える。

第184条第1項第7号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第207条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「住所氏名」を「住所および氏名」に改め、同項6号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表第1の2中

役務費	通信運搬費のうち後納郵便料および電信電話料
	手数料のうちし尿処理手数料、車体検査手数料、郵便振替手数料、医療保険に係る診療報酬審査支払手数料、職員の健康診断に係る手数料およびこれらに準ずるもの
	保険料のうち継続的に加入している保険に係るもの
	その他後納契約によるもの

役務費	通信運搬費のうち後納郵便料および電信電話料
	手数料のうちし尿処理手数料、車体検査手数料、郵便振替手数料、医療保険に係る診療報酬審査支払手数料、職員の健康診断に係る手数料およびこれらに準ずるもの
	保険料のうち継続的に加入している保険に係るもの
	その他後納契約によるもの
委託料	長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第184条および第207条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市財務規則第33条の規定は、平成17年度以後の年度に係る財務の処理について適用し、平成16年度までの年度に係る財務の処理については、なお従前の例による。

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第14号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を

策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員
交通事業管理者	交通事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第15号

秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市老人福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第14条の表中第19号を第22号とし、第13号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第12号の次に次のように加える。

(13)	法第29条第1項	有料老人ホーム設置届
(14)	法第29条第2項前段	有料老人ホーム事業変更届
(15)	法第29条第2項後段	有料老人ホーム休止（廃止）届

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第16号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第14条」に改める。

第6条第1項第3号中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第7条の表中「22,944円」を「21,000円」に、「34,416円」を「31,500円」に、「45,888円」を「42,000円」に、「57,360円」を「52,500円」に改める。

第9条および第10条を削る。

第11条第1項中「第16条から第20条」を「第15条から第19条」に改め、同条を第9条とする。

第12条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は公布の日から、第7条の改正規定は同年4月1日から施行する。

秋田市都市緑化の推進に関する条例施行規則および秋田市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第17号**

秋田市都市緑化の推進に関する条例施行規則および秋田市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第69条第1項又は第70条第1項」を「第109条第1項又は第110条第1項」に改める。

- (1) 秋田市都市緑化の推進に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第42号）第6条第1項第2号
- (2) 秋田市自然環境保全条例施行規則（平成15年秋田市規則第14号）第9条第1項第4号

附 則

この規則は、平成17年 4月1日から施行する。

秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第18号**

秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年秋田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改め、同項第8号および第9号中「法人登記簿謄本又は抄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

様式第1号の（裏面）中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に、「法人登記簿謄本又は抄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

様式第7号中

「(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を秋田市長に異議申立てをすることができます。」

「(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、平成17年 4月1日から施行する。ただし、第2条および様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第19号**

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「中小企業者」の次に「および組合等（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号の企業組合に限る。別表創業資金の項において同じ。）」を加える。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表創業資金の項中「中小企業者」を「者」に改め、同項(1)中「会社」を「中小企業者である会社又は組合等」に、「5年」を「1年」に改め、同項(2)中「行う」の次に「中小企業者である」を加え、「5年」を「1年」に改め、同表新分野進出資金の項(2)中「5年」を「1年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第20号**

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「施設を」を「施設のうち市長が別に定めるものを」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、平成17年 4月1日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第21号**

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市屋外広告物条例施行規則（平成9年秋田市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第4項から第6項まで」を「第7条第5項から第7項まで」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「の各号」を削る。

第3条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第4条中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改め、「の各号」を削り、同条第2号および第3号中「広告物を掲出する物件」

を「掲出物件」に改める。

第5条中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改める。

第6条中「第5条第5項」の次に「(条例第7条第8項において準用する場合を含む。)」を加え、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「塗替え」を「塗り替え」に改める。

第8条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第9条中「同条第3項第1号および第3号ならびに同条第9項」を「第3項第1号および第3号、第4項ならびに第10項」に改める。

第10条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「立看板」を「立看板等」に改める。

第11条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第11条の2中「、屋外広告物」を「、広告物」に、「屋外広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第13条の次に次の2条を加える。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の掲示場所等)

第13条の2 条例第14条の3第1項第1号および第2項の規則で定める場所は、都市整備部都市総務課とする。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第13条の3 条例第14条の5の規則で定める方法は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

第15条および第16条を次のように改める。

(更新の登録の申請期根)

第15条 屋外広告業者は、条例第21条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

(登録申請書)

第16条 条例第21条の2第1項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書とする。

第22条を第28条とする。

第21条に見出しとして「(業務主任者の資格の認定)」を付し、同条第1項中「第23条第1項第4号」を「第23条第1項第5号」に、「講習会修了者」を「同項第1号から第4号までに掲げる者」に、「有する者」を「有するもの」に、「屋外広告物の」を「広告物の」に、「屋外広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「屋外広告物に」を「広告物に」に改め、同条第2項中「講習会修了者等認定申請書」を「業務主任者資格認定申請書」に改め、同条第3項中「認定した」を「認定をした」に、「講習会修了者等認定書」を「業務主任者資格認定書」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の3条を加える。

(標識の掲示)

第25条 条例第23条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 業務主任者の氏名

2 条例第23条の2の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(様式第3号)によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第26条 条例第23条の3の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称および住所
  - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
  - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類および数量
  - (4) 当該表示又は設置の年月日
  - (5) 請負金額
- 2 条例第23条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、屋外広告物帳簿によるものとする。
- 3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 5 屋外広告業者は、第2項の帳簿(第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間条例第21条の2第1項第2号の営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(監督処分簿の閲覧所等)

第27条 条例第24条の3第1項の規則で定める閲覧所は、都市整備部都市総務課とする。

2 条例第24条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた者の商号、名称又は氏名および住所ならびに処分を受けた者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 処分を受けた者の登録番号
  - (3) 処分の原因となった事実
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 第20条の前の見出しを削り、同条を第23条とし、同条に見出しとして「(講習会修了者)」を付する。

第19条を第22条とする。

第18条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同条を第21条とする。

第17条第1項各号中「屋外広告物」を「広告物」に改め、同条を第20条とする。

第16条の次に次の3条を加える。

(登録申請書の添付書類)

第17条 条例第21条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあってはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第23条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場

合にあってはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面

- (4) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(登録事項の変更の届出)

第18条 屋外広告業者は、条例第21条の5第1項の規定により変更の届出をする場合において、市長が必要と認める書類のほか、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書面を屋外広告業登録事項変更届出書に添付しなければならない。

- (1) 条例第21条の2第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書
- (2) 条例第21条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
- (3) 条例第21条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書ならびに前条第1号および第3号の書面
- (4) 条例第21条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第1号および第3号の書面
- (5) 条例第21条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第2号の書面  
(廃業等の届出)

第19条 条例第21条の7第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書によるものとする。

別表第2はり札の項中「はり札」を「はり札等」に改め、同表立看板の項中「立看板」を「立看板等」に改める。

別表第3条例第7条の項第2項第8号の規定に該当するものの項中「はり札」を「はり札等」に改め、同表条例第7条の項第3項第3号の規定に該当するものの項中「持って」を「もって」に改め、同表条例第7条の項中

第9項の規定に該当するもの	表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以内	表示は1平面1個に限る。
---------------	---	--------------

第4項の規定に該当するもの	1 はり紙およびはり札等にある場合は、表示面積が1㎡以内であること。 2 広告旗にあっては、長さが2m以内で、かつ、幅が1m以内であること。 3 立看板等にあっては、表示面積が2㎡以内で、かつ、高さが2m以内であること。	1 はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等にこれらの所有者又は管理者の氏名又は名称、住所ならびに表示の期間の始期および終期を明記すること。 2 表示の期間がはり紙にあっては1箇月内、はり札等、広告旗および立看板等にあっては2箇月以内であること。
---------------	--	--

第10項の規定に該当するもの	表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大	表示は1平面1個に限る。
----------------	--	--------------

の	大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以内
---	------------------------

改める。

様式第1号中「様式第1号 屋外広告物許可済証」を「様式第1号 屋外広告物許可済証(第12条関係)」に改める。

様式第2号中「様式第2号 屋外広告物許可済印」を「様式第2号 屋外広告物許可済印(第12条関係)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号 屋外広告業者登録票(第25条関係)

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登 録 番 号	秋田市屋外広告業登録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	

附 則

この規則は平成17年7月1日から施行する。ただし、第2条から第6条までおよび第8条から第11条の2までの改正規定、第13条の次に2条を加える改正規定、第21条第1項の改正規定(「屋外広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める部分に限る。)ならびに別表第2、別表第3、様式第1号および様式第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

秋田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第22号

秋田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市都市公園条例施行規則(昭利40年秋田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第3条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第4条第3項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第5条中「の各号」を削り、同条第3号中「興業」を「興行」に改める。

第6条の次に次の2条を加える。

(工作物等を保管した場合の掲示場所等)

第6条の2 条例第10条の3第1項第1号および第2項の規則で定める場所は、都市整備部公園課とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第6条の3 条例第10条の5の規則で定める方法は、競争入札に